

Ⅲ. テーマ別施策

1. 都市と地域の再生

(1) 市街地再開発に対する支援

民間による持続的なまちづくりを推進するため、地権者が保留床の一括売却益に頼らずに保留床を賃貸することにより事業資金を回収する再開発事業（賃貸運営型再開発事業）等を以下の方法により支援する。

①持続的なまちづくりのための市街地再開発事業の拡充

- 当該地区に密接に関連するまちづくりNPO、まちづくり公益法人及びまちづくり協議会を、基本計画の策定主体に追加する。
- 市街地総合再生計画区域内又は都市再生緊急整備地域内において、5,000㎡以上の保留床を賃貸運営する保留床管理法人が施設建築物工事着工までの間に行う事業コーディネート（施設詳細設計・計画に関する調整及び保留床価格設定に関する調整）に要する費用を補助対象に追加する。

②賃貸運営型再開発事業を支援する無利子貸付制度の拡充

- 保留床取得資金貸付金の貸付対象者となる保留床管理法人の出資要件に、「施行者である再開発会社又は当該再開発会社の議決権を有する者が2分の1を超えて出資している法人、もしくはこれらの者と地方公共団体が合わせて2分の1を超えて出資している法人」を追加する。
- 保留床取得資金貸付金の貸付対象者に「再開発会社」を追加する。また、施行者である再開発会社が、公募しても譲渡できなかった保留床を、当該会社が取得したものとみなすとともに、当該未処分保留床価格を保留床取得に要する費用とみなして、保留床取得資金貸付金の貸付対象とする。

③その他

- 日本政策投資銀行による融資制度について、市街地再開発事業、防災街区整備事業に対する金利の特例措置（政策金利Ⅲ）を平成17年度末まで延長する。
- 中小企業者が市街地再開発事業等による建築物に入居する際に必要な資金を対象とする国民生活金融公庫の地域活性化資金及び中小企業金融公庫の（仮称）地域活性化資金（旧地域産業基盤整備促進資金）の取扱期間を平成17年度末まで延長する。